

# 第72回市町村職員を対象とするセミナー 「改定保育所保育指針について」

## 1 開催趣旨

平成20年3月に告示された改定保育所保育指針の周知のために、市町村の職員を対象としたセミナーを開催し、平成21年度における円滑な施行及び保育所保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 日時 平成20年6月19日（木）13：00～17：00

（12：30開場、受付開始）

3 会場 中央合同庁舎5号館 低層棟2階 講堂

4 定員 200名程度

## 5 プログラム

一	【開会】	13：00～
二	【行政説明】	13：05～
	○ 保育の現状と課題について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 企画法令係長 乃村 久代	(20分)
	○ 改定保育所保育指針について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 保育指導専門官 天野 珠路	13：25～ (145分)
	— 休 憩 —	15：50～ (10分)
	○ 幼稚園教育要領の改定のポイントについて 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 教科調査官 篠原 孝子	16：00～ (20分)
三	【質疑応答・意見交換】	16：20～ (40分)
四	【閉会】	17：00×ド

※ 進行には万全を期してまいります。場合により終了時間を超過する場合がございます。

市町村セミナー 行政説明①

# 保育行政の動向と課題

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

乃村 久代

# 保育の現状と課題

## 現 状

### ○認可保育所 (H19.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,848	11,603	11,245
利用児童数	202万人	94万人	107万人

### 待機児童 (H19.4.1現在)

- ・待機児童ゼロ作戦で14～16年度に15.6万人の受入児童数増
- ・待機児童数 17,926人 (4年連続減少)  
(0歳2,069人 1・2歳10,873人 3歳以上4,984人)
- ・待機児童が50人以上の特定市町村数 74市区町村

### 特別保育

平成18年度

	合計	公立	私立
延長保育	14,280	5,304	8,976
一時・特定保育	7,580	2,107	5,473
休日保育	798	85	713
夜間保育	71	0	71
地域子育て支援センター	3,436	1,665	1,771

### ○認可外保育施設 (H19.3.31現在)

- ・施設数 7,249カ所
- ・利用児童数 18万人

### ○幼稚園 (H19.5.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	13,723	5,431	8,292
利用児童数	171万人	33万人	137万人

## 課 題

### 1 待機児童の解消

- 保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を平成20年2月に策定。
  - ・保育サービスの量的拡充、家庭的保育など提供手段の多様化
  - ・女性の就労率の高まりに応じた計画的な整備
- ＜10年後の目標＞  
保育サービス (3歳未満児) の提供割合 20%→38%
- 今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。

### 2 多様な保育サービスの充実

○子ども・子育て応援プランの平成21年度目標

延長保育	16,200
一時・特定保育	9,500
休日保育	2,200
夜間保育	140
地域子育て支援センター	4,400

- 病児・病後児保育の拡充
- 地域における子育て支援拠点の拡充

### 3 認定こども園の推進

- 認定こども園制度の普及促進・運用改善のための方策を検討
- ＜認定件数＞平成20年4月1日現在 229件

### 4 保育所保育指針の施行

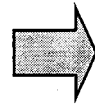
- 保育所保育指針を改定し、平成20年3月に公示。(大臣告示化)
  - ・養護及び教育の充実・小学校との連携強化
  - ・地域の子育て拠点としての保育所の機能強化 など
- 平成21年4月の施行に向けて、保育現場に周知徹底

# 待機児童数について

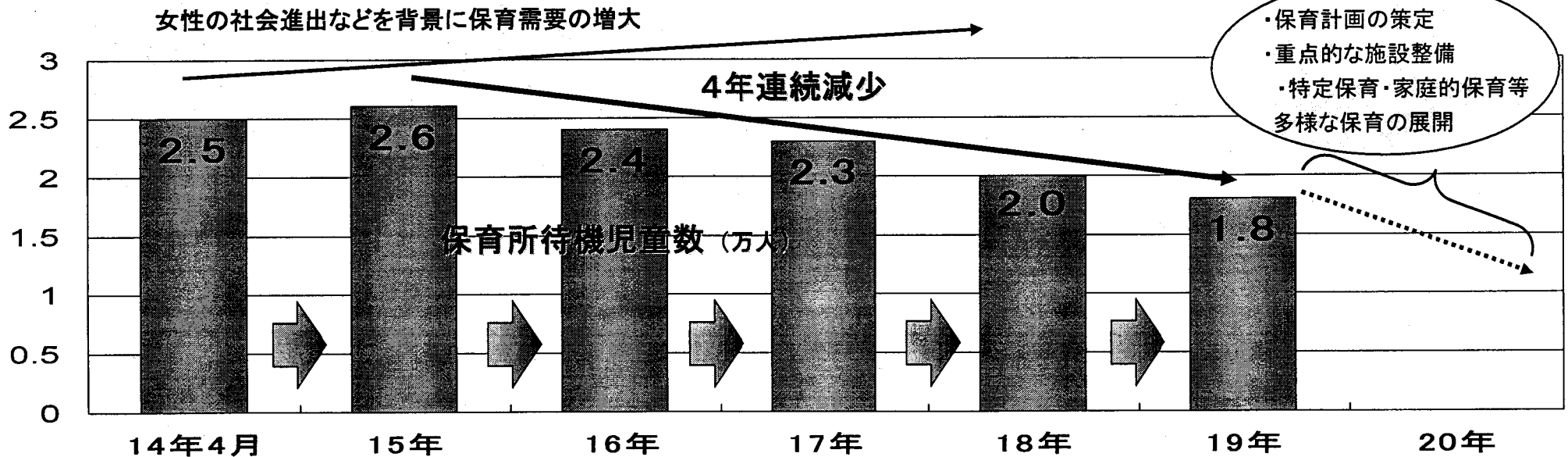
平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人（4年連続減少）

- 保育所待機児童数は、4年連続で減少。
- 「子ども・子育て応援プラン」でも待機児童解消を最重点課題と位置付け、平成21年度までに保育所受入児童数を215万人に拡大。  
待機児童50人以上の市町村を中心に、集中的に受入児童数を拡大。

**待機児童ゼロ作戦の展開**  
 （平成14年度から16年度までに15.6万人の  
 受入児童数の増（幼稚園預かり保育等を含む））



**子ども・子育て応援プランによる  
 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開**  
 （平成21年度までに保育所受入児童数を215万人に拡大）

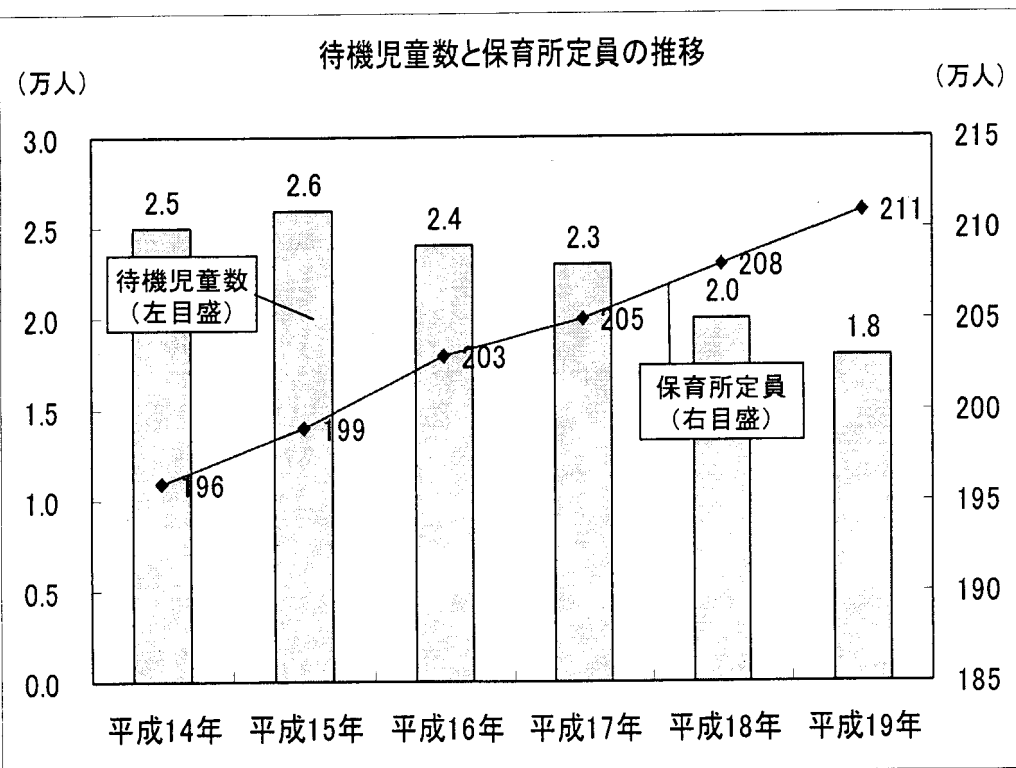


（参考）保育所施設数 22,848 箇所  
 定員 2,105,434 人  
 利用児童者数 2,015,382 人（平成19.4.1現在）

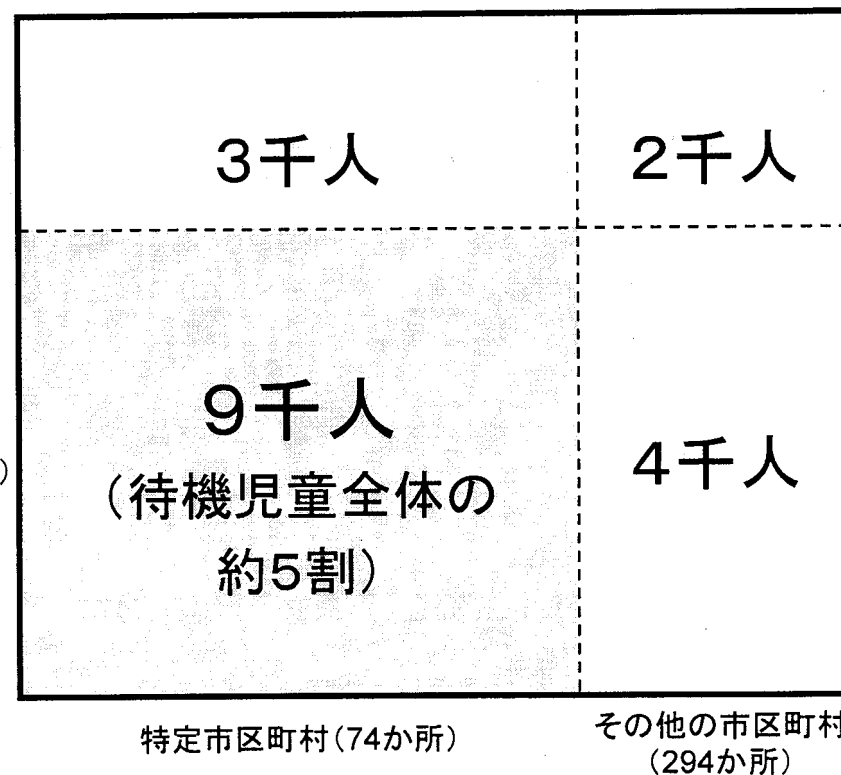
# 保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

## 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



## 【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。  
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

# 平成20年度予算主要事項(保育関係)

※( )内の数字は平成19年度予算額

## 1. 待機児童解消に向けた保育所の受入児童数の拡大

○次世代育成支援対策施設整備交付金 137億円(130)

※平成19年度補正予算案に児童の安全確保のための耐震化整備費51億円を計上(社会福祉施設等施設整備費)

○民間保育所運営費 3,276億円(3,127)

## 2. 多様な保育サービスの整備

○家庭的保育事業の拡充 7億円(2)

対象人数の拡大、補助単価の見直し、支援者の配置など支援体制の充実

○地域保育資源活用事業【新規】 0.9億円

事業所内保育施設を活用した休日、病後児などの保育ニーズへの対応

○病児・病後児保育事業の再編 27億円

ソフト交付金の病児・病後児保育を保育対策等促進事業の自園型に組み入れ、補助単価等の見直しを図る

○地域子育て支援拠点事業の拡充 101億円(6,138→7,025カ所)

※障害児保育円滑化事業については、19年度限りで廃止

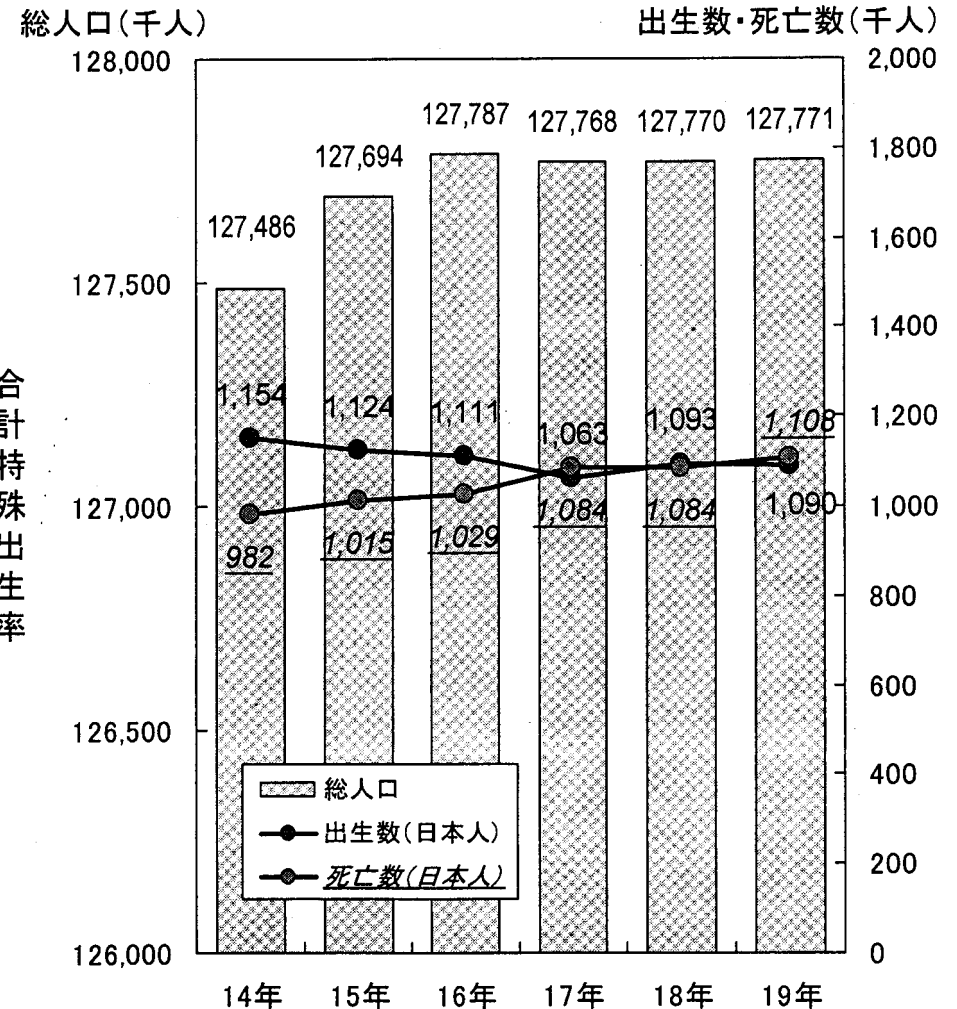
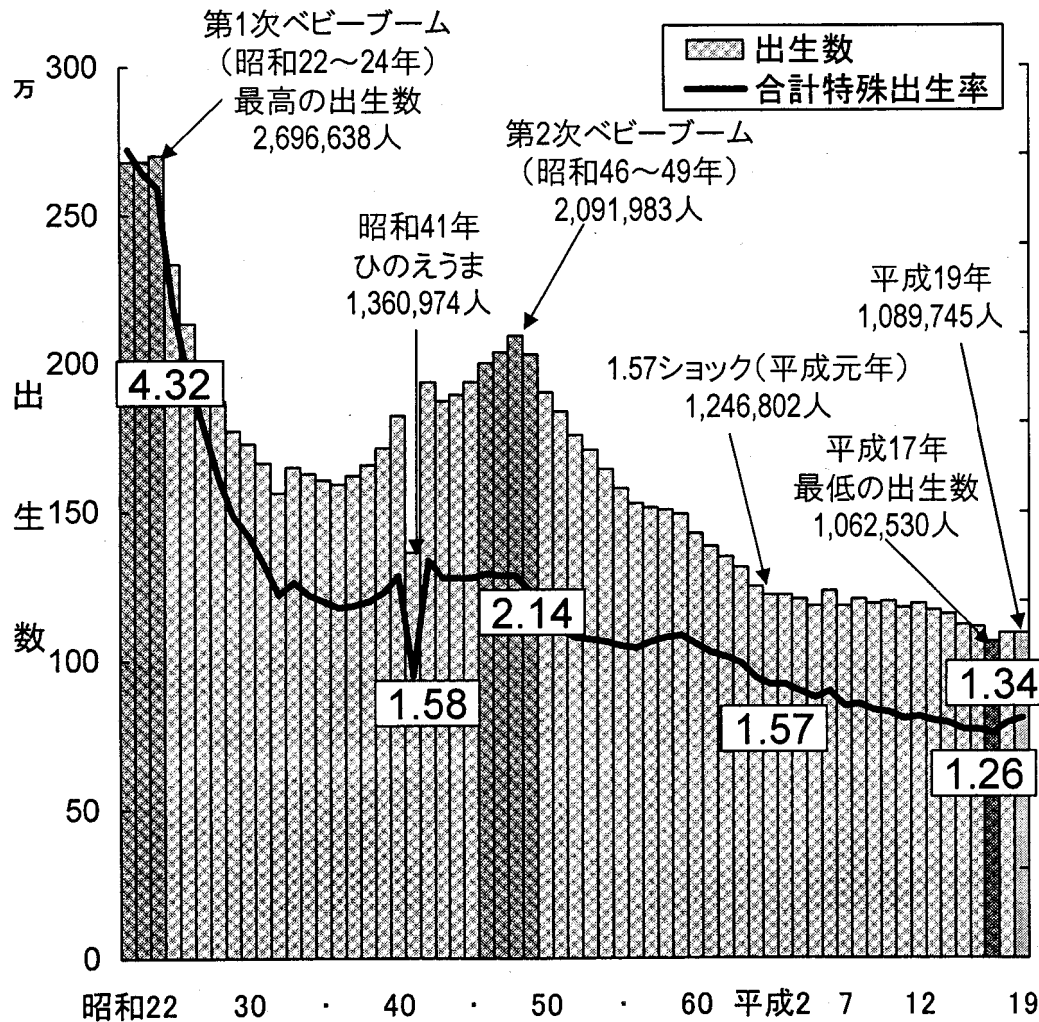
保育対策関係予算 約4,006億円(対前年比5.4%増)

# 多様な保育サービスの実施状況

《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《18年度実績》	《19年度実績》 (交付決定ベース)	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
延長保育	11時間の開所時間を超えて延長保育を実施する保育所に対して補助	12,954か所	14,431か所	9,540か所 (私立のみ)	16,200か所
休日保育	就労形態の多様化にかんがみ、保育に欠ける児童を対象に、日曜・祝日も含め、年間を通じて開所する保育所に対して補助	607か所	790か所	875か所	2,200か所
夜間保育	午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して補助	64か所	61か所	64か所	140か所
病児・病後児保育 (乳幼児健康支援 一時預かり事業)	保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等を実施	496か所 (派遣型含む)	682か所 (派遣型含む)	253か所 【自園型】 875か所 【オープン型 (派遣型含む)】	1,500か所 (派遣型含む)

# 少子化の進行と人口減少社会の到来

- 現在我が国においては急速に少子化が進行。合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新。18年・19年と出生率は前年を上回ってはいるが、出生数は減少。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、国勢調査結果でも総人口が前年を下回って、我が国の人口は減少局面に入った。(19年の総人口は前年に比べてほぼ横ばい)



資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「平成19年10月1日現在推計人口」 6



# 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)について

「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造を変え、  
若者、女性、高齢者など働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、  
国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする

このためには、

働き方の改革による仕事と生活の調和の実現  
＝「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・  
バランス)憲章」及び「行動指針」

「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭  
における子育て」を包括的に支援する枠  
組み(社会的基盤)の構築

2つの取組を車の両輪として進めることが必要

## 包括的な次世代育成支援の枠組み

追加所要額1兆5200億円～2兆4400億円

### I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 3歳未満児のいる就業希望者を育児休業と保育でカバー、保育の必要量の確保
- 家庭的保育など提供手段の多様化
- 認定こども園と短時間勤務の普及・促進
- 学齢期の放課後対策の強化

<追加所要額>

1兆800億円～2兆円

(うち保育7700億円～1兆4400億円)

### II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- すべての子育て家庭に対する一時預かり制度の再構築
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

<追加所要額>

2600億円(児童手当を除く)

### III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 妊婦健診の支援の充実
- 地域子育て支援の面的な展開
- 全小学校区に子どもの居場所設置
- 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の充実

<追加所要額>

1800億円

(社会的養護に関するものを除く)

(※)追加所要額は、仕事と生活の調和を推進し、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えるための給付・サービスについて、一定の整備水準を仮定して試算。

# 包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築

## 多様な子育て支援のニーズ

就労等の子どもの発達を支える保育

### 家庭における子育ての支援

子育てに関する不安や悩みの相談機能

身近な場所に、育児相談・親子の交流の場

用事や育児疲れ解消のための一時保育の場

勤務時間に応じた柔軟な保育サービス

育児休業等とつながる円滑な保育所への入所

### 地域子育て支援の基本メニューの面的な展開

- ① 子育て家庭に対する「訪問支援」
- ② 子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」
- ③ 専業主婦(夫)や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」

### 多様で弾力的な保育サービス

家庭的保育(保育ママ)の充実、仕組みの検討  
事業所内保育施設の地域での活用

### 保育所における保育

児童虐待や障害など特に困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組の強化

- ・家庭的保育の制度的な位置付け、質を確保するための研修体系の構築、必要な基準の設定など
  - ・全戸訪問、一時預かり、地域子育て支援拠点の事業について、制度的な位置付け、必要な基準の設定など
  - ・地域や事業主が策定する次世代育成支援のための行動計画策定に向けた取組推進のための制度的な対応など
- 【これらについて、国会に児童福祉法等の改正案を提出】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 【主な内容】

## I 地域における次世代育成支援対策の推進

## ①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

## ②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

## ③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

## II 職場における次世代育成支援対策の推進

## 仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

## （施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、Iの②の里親制度の見直しは平成21年1月1日、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

- 「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。  
○引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

## 1 基本認識

### ～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ～新制度体系に求められる要素～

- ① 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ② 普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③ 連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

### 《全体的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

### 《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

## 7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

## 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

# 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

## 趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

## 目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。



### <10年後の目標>

・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38% (※)

【利用児童数100万人増(0~5歳)】

・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)

【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

## 集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

○ 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕

保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実

○ 小学校就学後まで施策対象を拡大

小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保

○ 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕

女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大

○ 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

# 「認定こども園」制度の概要と現状①

## 認定こども園制度の概要

### 「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
  - ①教育及び保育を一体的に提供  
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
  - ②地域における子育て支援の実施  
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

### 認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

# 「認定こども園」制度の概要と現状②

## 各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)



# 規制改革(直接契約・直接補助方式)について

## 規制改革会議等の考え方

### 直接契約・直接補助

- 利用者が保育所を選択する直接契約方式の導入
- 認可保育所とそれ以外との間で、利用者負担を公平化する直接補助方式の導入
- 多様な主体の参入、競争を通じ、多様なニーズに応じた保育サービスの提供

### 育児保険

子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立ち、「育児保険」を創設

## 厚生労働省の考え方

- 【基本認識】
- ・現行制度上も「選択する」仕組みであり、株式会社を含めた多様な主体の参入が可能。
  - ・実際に「選択」できないのは需要が供給を上回っているからであり、まずは供給量の拡大が必要。
  - ・供給量の拡大に当たっては、質の確保が前提。

### 【直接契約・直接補助方式の問題点】

- 子どもは自ら意志を伝えられないことから、その健全育成を保障するためには、保育の質を確保するための一定の基準や自治体の関与が必要。 <選択の主体(保護者)と利用主体(子ども)は異なる=子どもの視点の重要性>
- すべての子どもの健全育成を保障する国・自治体の責任が後退するおそれ。
  - ・保護者の所得等により、子どもが受けられるサービス(内容・時間)が左右されるため、就学前保育に関する格差が拡大するおそれ。
  - ・採算の取れない過疎地等で、サービスが受けられなくなるおそれ。
- 給付対象・範囲が拡大することに伴い、財政負担が増大。

### ◎規制改革推進のための3か年計画(改定)(H20.3.25閣議決定)

直接契約・直接補助方式等については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討

# 「保育」をめぐる議論の動きについて

## 1 経済財政諮問会議における議論の動き

【保育関係（4月23日）】

### ◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う

- ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
- ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
- ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
- ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

### ◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

【認定こども園関係（5月23日）】

### ◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

## 2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（原案）  
（平成20年5月22日）

【認定こども園制度】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。

【幼保一元化に向けた制度改革】

- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設に関する基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

【認可権限の移譲】

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

→ 6月の第3週頃 地方分権改革推進本部 開催

# 地方分権改革推進委員会における議論の動き

## 第一次勧告（原案）

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

○ 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

○ 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。

○ 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

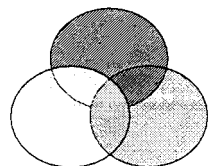
## 厚生労働省の考え方

○ 保育サービスは、子どもにとって良好な育成環境を保証し、保護者の子育て力向上を支援するという児童福祉の側面が重要であり、子どもの立場に立って安心・安全を確保することが最優先。質の低下を招かない方策が不可欠。  
○ 特に、職員配置については見直しの対象とすることは困難である。  
○ 平成20年度の科学的・実証的な検証中で、保育の質を維持向上しながら、子どもの機能面に着目した保育環境や空間の性能基準化など新たな基準ができないかどうかについて検討する。

○ 「保育に欠ける」要件や直接契約など保育サービスの提供については、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について議論しており、5月20日に新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方をとりまとめたところ。この基本的考え方に基づき、保育の公的性格や特性、財源投入の状況などを踏まえ慎重な議論が必要。

○ 認定こども園制度については、本年3月に自治体、施設及び保護者に対する実態調査を行ったところであり、その結果を踏まえて、文部科学省及び厚生労働省において夏までに運用面の改善方策を取りまとめる予定。  
○ 認定こども園制度のあり方につき、追加財源を確保の上、質の確保に留意しつつ、総合的な検討を行う。

○ 移譲された自治体が対応できるかどうかも含め、実施体制の整備等が前提。



# 改定保育所保育指針について

市町村セミナー 平成20年6月19日

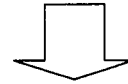
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

# 保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書（平成19年12月21日）

## 改定の背景

- 子どもの生活環境の変化（人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど）
- 保護者の子育て環境の変化（不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など）



保育所に期待される  
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。特に保育所の組織性や職員の専門性の向上が求められる。

## 改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化（現行の13章を7章に）
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

## 改定の内容

### ○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

### ○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

### ○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

### ○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

### ○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

## 改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
  - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

# 新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

# 第1章「総則」

## 1. 趣旨 保育所保育指針とは何か

「保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項」を定めたもの

## 2. 保育所の役割

保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る。(保育所の目的)

「入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」

- 保育に関する専門性を有する職員が
- 家庭との緊密な連携の下に
- 子どもの状況や発達過程を踏まえ
- 環境を通して
- 養護及び教育を一体的に行う

- 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図り
- 入所する子どもの保護者に対する支援
- 地域の子育て家庭への支援

保育士の倫理観に裏付けられた専門的知識、技術、判断  
子どもの保育及び保護者への保育指導(児童福祉法18条の4)

## 4 保育所の社会的責任

- 子どもの人権を尊重する  
(子どもの人格の尊重・国籍や文化の違い、性差や個人差、ノーマライゼーションなどへの十分な配慮・互いに尊重し合う心と、子どもや命を大切にす文化や土壌を醸成する)
- 地域社会との交流を図るとともに、保護者等へ説明責任を果たす  
(地域の社会資源・共有財産としての保育所・保護者や地域への情報提供・利用者サービス・応答的な説明)
- 個人情報適切な取り扱いと苦情解決の責任  
(守秘義務・個人情報保護・苦情解決への保育所の組織的対応)

自己評価・外部評価



### 3. 保育の原理

目標ア

「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」  
ありのままを受容し、育ちゆく可能性を見つめる・子どもの現在と未来をつなぐ

○養護に関わる保育の目標(生命の保持と情緒の安定を図る)○健康・人間関係・環境・言葉・表現に関わる保育の目標

子どもの状況の把握  
子どもの主体尊重

健康・安全、情緒の  
安定した生活の中での  
自己発揮

発達過程・個人差を  
踏まえる

子ども相互の関係  
仲間との遊び・活動

生活や遊びを通して  
総合的に保育する

#### 環境を通して行う保育

様々な環境の相互的な関連に留意し、計画的に環境を構成  
子ども自らが関わる環境・安全で保健的な環境・温かな親しみの場  
生き生きと活動できる場・人との関わりを育む環境

イ 「入所する保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育士の専門性を生かして援助に当たる」

○一人一人の保護者の状況や意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助

## 2. 発達過程

一人一人の子どもの発達過程をおおむね8つの区分としてとらえる。

子どもがたどる発達の道筋を理解し、一人一人の子どもの状態を把握しながら、その発達を援助する。

### (1) おおむね6か月未満

- 心身の未熟性
- 著しい身体的成長と感覚の発達
- 首がすわる・寝返り・腹ばい
- 表情の変化、体の動き、なん語などによる表現
- 応答的な関わりによる情緒的な絆の形成

### (2) おおむね6か月から1歳3か月未満

- 座る、はう、立つ、つたい歩き、手を使う等、運動機能の発達により探索活動が活発になる
- 大人との関わりが深まり、やりとりがさかんになる
- 愛着と人見知り
- 離乳食から徐々に幼児食への移行

### (3) おおむね1歳3か月から2歳未満

- 歩行の開始と言葉の習得
- 様々な運動機能の発達による行動範囲の拡大
- 見立てなど象徴機能の発達
- 周囲への関心や大人との関わりの意欲の高まり

### (4) おおむね2歳

- 基本的な運動機能の伸長や指先の機能の発達
- 食事・衣類の着脱・排泄など、自分でしようとする
- 語いの増加・自己主張の高まり・自我の育ち
- 模倣やごっこ遊びを楽しむ

### (5) おおむね3歳

- 基本的生活習慣の形成
- 話し言葉の基礎の形成、知的興味・関心の高まり
- 友達との関わりが増えるが平行遊びも多い
- 予想や意図、期待を持った行動

### (6) おおむね4歳

- 全身のバランス力、体の動きが巧みになる
- 自然など身近な環境への関わり方や遊び方を体得
- 自意識の高まりと葛藤の経験、けんかが増える
- 創造力、感情が豊かになり少しずつ自分を抑えられるようになる

### (7) おおむね5歳

- 基本的生活習慣の確立
- 運動遊びをしたり、全身を動かして活発に遊ぶ
- 仲間とともに遊ぶ中で規範意識や社会性を体得
- 判断力・認識力の高まりと自主性・自律性の形成

### (8) おおむね6歳

- 滑らかで巧みな全身運動、意欲旺盛で快活
- 仲間の意思の尊重、役割分担や共同遊びの展開
- 経験や知識を生かし、創意工夫を重ねる
- 思考力や認識力の高まり、自然・社会事象などへの興味・関心の深まり。自立心の高まり

# 第3章「保育の内容」

保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成される

## 1. 保育のねらい及び内容

第1章の保育の目標をより具体化したもの

### ねらい

子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう  
○保育士等が行わなければならない事項  
○子どもが身に付けることが望まれる心情・意欲・態度  
などの事項

### 内容

ねらいを達成するために  
○子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項  
○保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項

「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護」と「教育」の両面から示すが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要

### 養護

子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり

生命の保持  
情緒の安定

### 教育

子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

健康  
人間関係  
環境  
言葉  
表現

子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら総合的に展開

## (1) 養護に関わるねらい及び内容

### 生命の保持

#### ねらい

一人一人の子どもが、

- ① 快適に生活できるようにする
  - ② 健康で安全に過ごせるようにする
- 一人一人の子どもの
- ③ 生理的欲求が十分に満たされるようにする
  - ④ 健康増進が積極的に図られるようにする

#### 内容（要旨）

- ① 平常の健康状態や発育・発達状態の把握、速やかに適切に対応する
- ② 保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 子どもの生理的欲求を満たし、適切な生活リズムをつくる
- ④ 適度な運動と休息、意欲的に生活できるよう援助する

### 情緒の安定

#### ねらい（要旨）

一人一人の子どもが、

- ① 安定感をもって過ごせるようにする
  - ② 自分の気持ちを安心して表わすことができるようにする
  - ③ 自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする
- 一人一人の子どもの
- ④ 心身の疲れが癒されるようにする

#### 内容（要旨）

- ① 子どもの欲求を満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う
- ② 子どもの気持ちを受容し、共感しながら継続的な信頼関係を築いていく
- ③ 自発性、探索意識、自分への自信が持てるよう、成長の過程を見守り、適切に働きかける
- ④ 活動内容のバランスや調和を図り、適切な食事や休息がとれるようにする。

## (2)教育に関わるねらい及び内容

### 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う  
ねらい ①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう  
②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。  
③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

①～⑨まで  
9つの内容

### 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う  
ねらい ①保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう  
②身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。  
③社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける

①～⑭まで  
14の内容

### 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う  
ねらい ①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ  
②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする  
③身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする

①～⑩まで  
12の内容

### 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う  
ねらい ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう  
②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう  
③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。

①～⑫まで  
12の内容

### 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造力を豊かにする  
ねらい ①いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ  
②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ  
③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

①～⑨まで  
10の内容

## 2. 保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に扱うとともに、特に次の事項に配慮して保育しなければならない。

### (1) 全般的な配慮事項

- 個人差を踏まえ、一人一人の気持ちを受け止め援助する
- 心身の健康への配慮
- 子どもの自己活動の尊重
- 入所時の保育への配慮
- 国籍や文化の違いへの配慮と尊重
- 性差や個人差への留意・固定的な意識を植え付けない

### (2) 乳児保育に関わる配慮事項

- 心身の未熟さへの配慮・適切な判断と保健的対応を行う
- 生育歴の違いに留意・特定の保育士が応答に関わる
- 職員間の連携・嘱託医との連携、専門性を生かした対応
- 保護者との信頼関係・保護者への支援に努める
- 担当保育士が変わる際の連携・協力

### (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

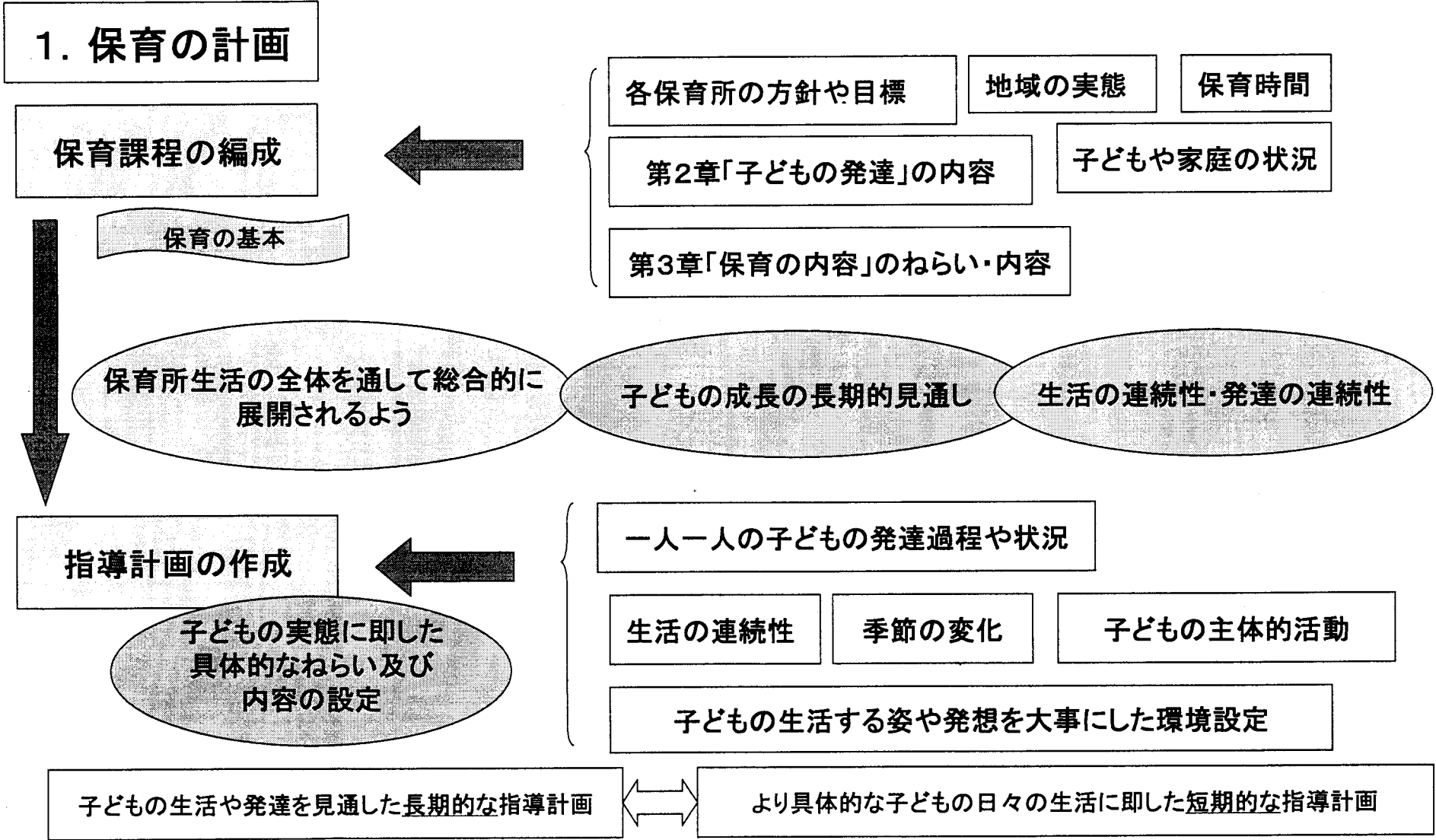
- 感染症の予防・適切な判断と対応
- 基本的な生活習慣の形成への配慮と自発性の尊重
- 十分な探索活動の保障・全身を使う様々な遊びを取り入れる
- 自我の育ちの見守り・保育士が仲立ちとなって友達の気持ちや関わり方を丁寧に伝えていく
- 情緒の安定を図りながら、自発的な活動を促していく
- 担当保育士が変わる際の連携・協力

### (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

- 生活に必要な態度や習慣を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮
- 自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮
- 戸外などで全身を動かして意欲的に活動することにより体の諸機能の発達が促されることに留意
- けんかなど葛藤を経験しながら、次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮
- 生活や遊びを通して決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮
- 自然との触れ合いにより感性、認識力、思考力、表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫する
- 自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。仲間と伝えあったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにする
- 様々な方法で創意工夫をこらして、自由に表現できるよう、必要な素材や用具、環境の設定に留意
- 保育所の保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにする

# 第4章「保育の計画及び評価」

保育所は第1章の保育の目標を達成するために、「保育課程」を編成し、指導計画を作成する。  
 また、保育の計画(保育課程、指導計画)に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図っていく。



## 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

### 発達過程に応じた保育

- 生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して個別的な計画を作成(3歳未満児)
- 個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮(3歳以上児)
- 生活や経験、発達過程などの把握・適切な援助や環境構成に配慮(異年齢保育)

### 長時間にわたる保育

- 発達過程・生活リズム、心身の状態に十分配慮
- 保育の内容や方法、職員体制、家庭との連携を指導計画に位置付ける

### 障害のある子どもの保育

- 一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付ける
- 個別の支援計画を作成するなど適切な対応を図る
- 柔軟に保育したり、個別の関わりが十分行えるようにする
- 家庭との連携・保護者との相互理解
- 専門機関との連携

### 小学校との連携

- 保育所の子どもと小学校の児童との交流・職員同士の交流・情報共有や相互理解等、小学校との積極的な連携を図るよう配慮
- 就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料を保育所から小学校へ送付

### 家庭及び地域社会との連携

- 家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験・保育内容の充実が図られるよう配慮



## 2. 保育の内容等の自己評価

### 保育士等の自己評価

○保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない

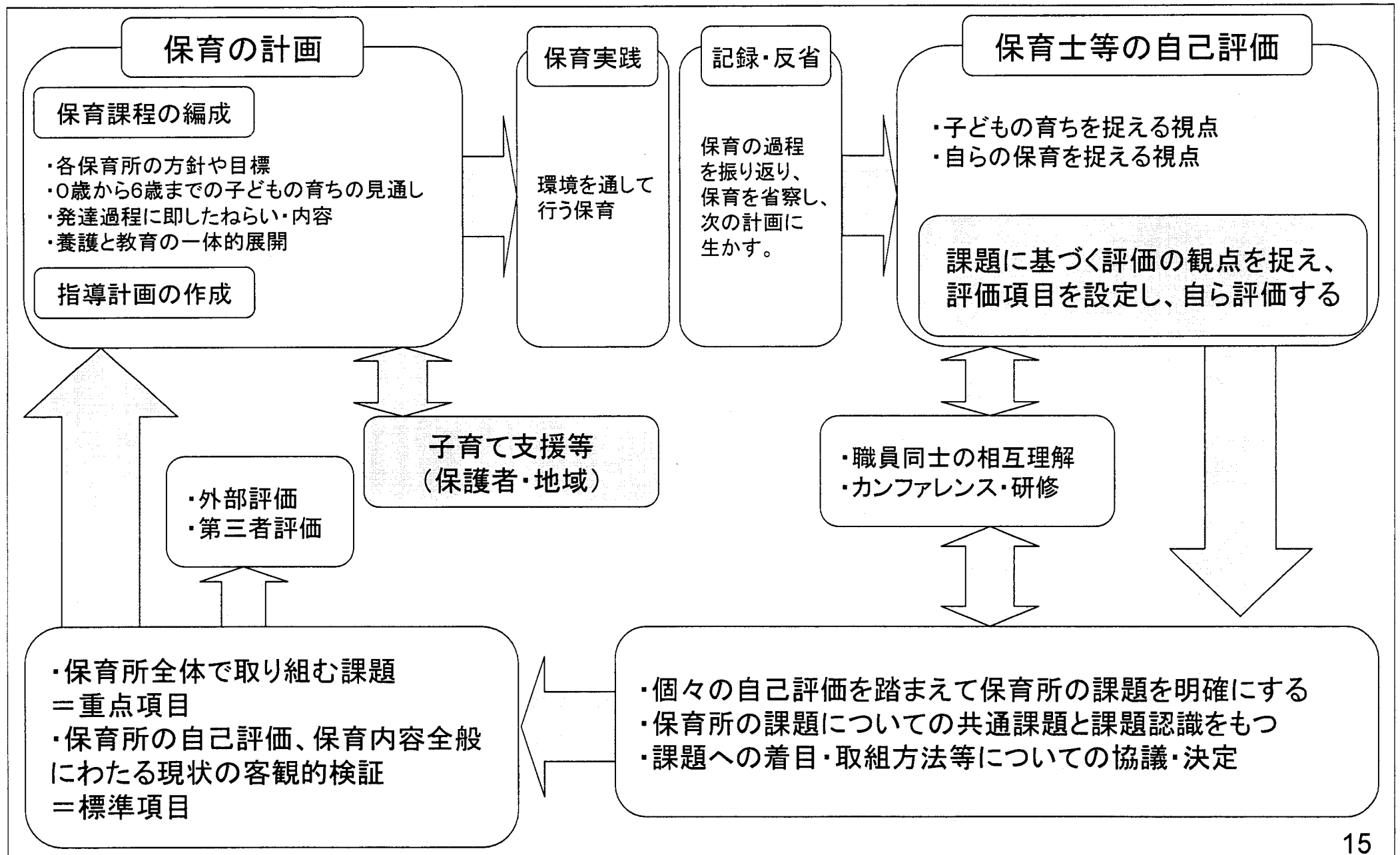
- 子どもの心の育ちや意欲・取り組む過程などへの配慮
- 保育の専門性・質の向上のための課題の明確化
- 保育所全体の保育の内容に関する認識を深める

### 保育所の自己評価

○保育課程及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、自ら評価を行いその結果を公表するよう努めなければならない

- 地域の実状や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、保育の内容の改善を図ること
- 保護者及び地域住民の意見を聞くことが望ましいこと

# (参考) 保育の計画と評価



# 第5章「健康及び安全」

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本

## 1. 子どもの健康支援

子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

定期的・継続的  
必要に応じて  
随時把握

登所時、保育中  
通しての観察  
保護者への連絡  
嘱託医と相談

不適切な養育・  
虐待等の発見と  
適切な対応  
関係機関との連携

健康増進

保健計画の  
作成と活用  
全職員の共通理解

嘱託医による  
定期的な健康診断  
その記録と活用  
保護者への伝達

疾病等への対応

子どもの状態等に応じて  
保護者に連絡  
嘱託医・かかりつけ医と相談

感染症の予防と適切な対応

医務室等の環境整備  
救急用品の常備と管理

看護師の専門的対応

## 2. 環境及び衛生管理並びに安全管理

環境及び衛生管理

- 温度・湿度・換気・採光・音等の環境の保持
- 施設内外の設備及び用具等の衛生管理
- 手洗い ○保健的環境の維持・向上

事故防止及び安全対策

- 安全点検 ○安全対策の体制づくり ○安全指導
- 避難訓練 ○子どもの精神保健面への対応

### 3. 食育の推進

健康な生活の基本～「食を営む力」の育成

食に関わる体験  
食べることを楽しみ  
食事を楽しみ合う

乳幼児期にふさわしい  
食生活と適切な援助  
食育の計画に基づく  
実践・評価・改善

食に関わる環境への配慮  
(食材・調理室・調理員等)

子どもの心身の状態  
に応じた食事  
栄養士の専門的対応  
嘱託医等との連携

### 4. 健康及び安全の実施体制

施設長の責任による健康及び安全の実施体制の整備

全職員の共通理解  
適切な分担と協力  
計画的な実施

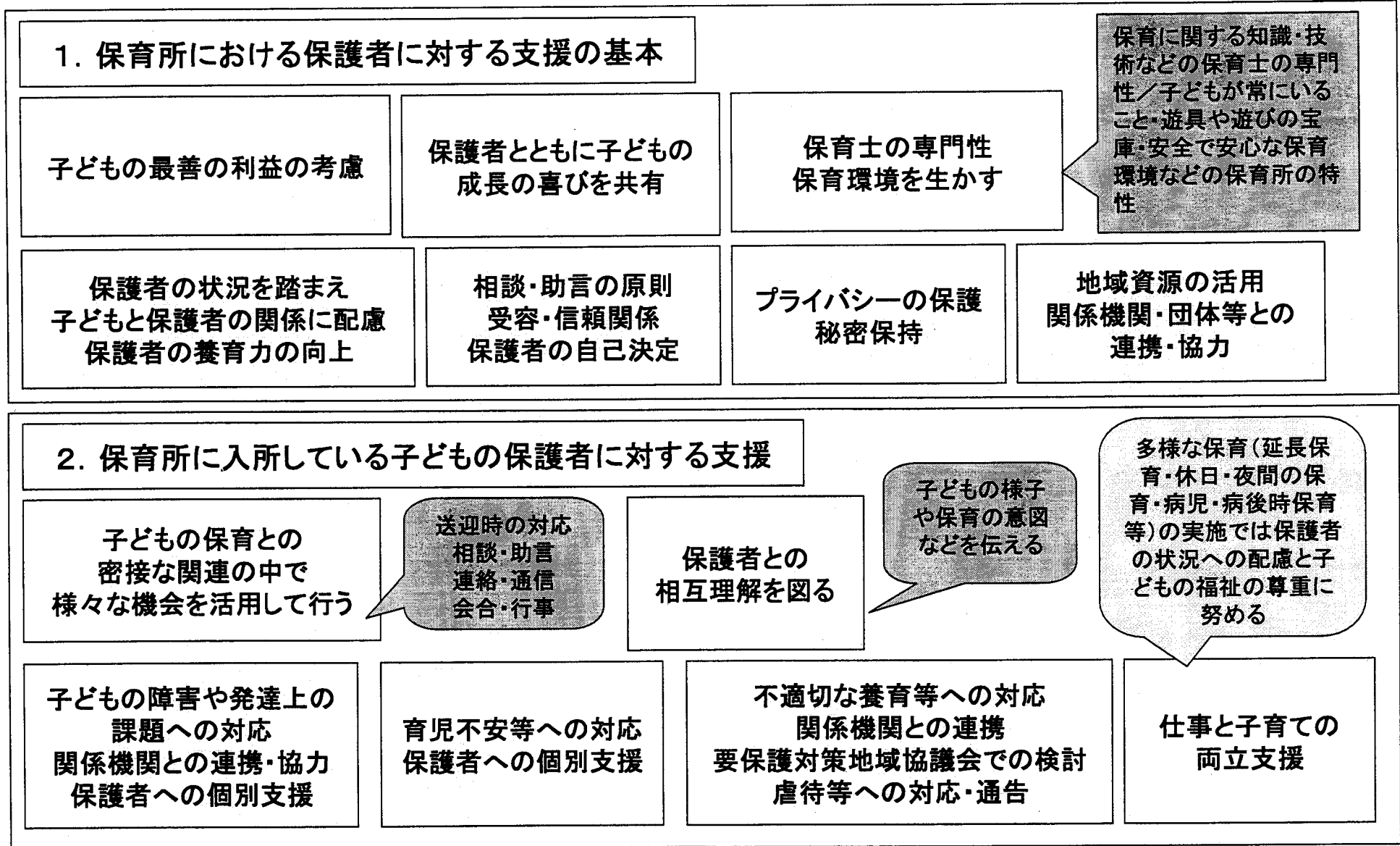
企画立案・連絡調整  
専門的職員の役割  
栄養士・看護師の  
専門性の発揮

保護者との密接な連携  
保育所の取組の  
周知・伝達

地域の関係機関との  
連携・協力体制

# 第6章「保護者に対する支援」

保育所における保護者への支援は保育所の特性を生かし積極的に取り組むことが求められる



### 3. 地域における子育て支援

保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障のない限りにおいて、地域の実状や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること

#### 地域の子育ての拠点としての機能

施設・設備の開放  
体験保育等

子育てに関する  
相談・援助

交流の場の提供  
交流の促進

子育て支援に関する  
情報の提供

#### 一時保育

地域の関係機関・団体との積極的な連携・協力  
子育て支援に関わる人材の積極的な活用を図る

児童相談所・福祉事務所  
保健センター・小学校・幼稚園  
児童委員・つどいの広場児童館  
家庭的保育者・ベビーシッター  
ファミリーサポートセンター 等

地域の子どもをめぐる諸問題に対し、  
要保護児童対策協議会など  
関係機関と連携・協力して取り組む

平成17年4月より法制化された協議会であり、  
要保護児童の早期発見や保護に努め、適切  
な連携の下に援助していくためのネットワーク。  
保育所もこの一員として、役割を担うことが  
期待される

# 第7章「職員の資質向上」

質の高い保育を展開するため、一人一人の職員の資質向上及び職員全体の専門性を図る

## 1. 職員の資質向上に対する基本的事項

一人一人の倫理観、人間性  
職務及び責任の理解と自覚

子どもの最善の利益

保育の専門性の向上  
職員の共通理解  
協働性の向上

保育実践・研修

職員同士の信頼関係  
職員と子どもの信頼関係  
職員と保護者の信頼関係

自己研鑽  
意欲・喜び

## 2. 施設長の責務

保育所の役割・社会的責任の遂行・職員の資質向上のために必要な環境の確保

法令等の遵守  
社会情勢等を踏まえた  
専門性の向上

保育所の課題の明確化  
職員の共通理解・協力・  
改善のための体制づくり

体系的・計画的な研修の実施  
職員の自己研鑽への  
援助・助言

## 3. 職員の研修等

保育所内外の研修を通して  
知識及び技術の修得  
維持・向上に努める

自己評価に基づく  
課題・目標

様々な人や場との関わり

ともに学び合う環境の醸成  
保育所の活性化を図る

# 保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

## 経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。  
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

## 実施期間

平成20年度から平成25年度までの5年間

## アクションプログラムの概要

- （1）保育実践の改善・向上  
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- （2）子どもの健康及び安全の確保  
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- （3）保育士等の資質・専門性の向上  
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- （4）保育を支える基盤の強化  
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保



## 1. 改定保育所保育指針の意義と性格

厚生労働省編雇用均等・児童家庭局保育課

天野 珠路

平成 20 年 3 月 28 日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和 40 年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育指針は、平成 2 年、12 年の改定を経て、この度三度目の改定となる。

今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされている。

改定保育指針は、1 年間の周知期間を経て、平成 21 年 4 月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にししながら、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。

### 1 改定の経緯

#### (1) 保育所保育指針とは何か

- ① 保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの
- ② すべての子どもの最善の利益のため、全国の認可保育所が一定の保育の水準を担保するための仕組みである

ex ・児童福祉施設最低基準における保育環境、職員配置の基準・保育士資格

#### (2) 関係法令の改正等への対応

- ① 児童福祉法の改正(第 18 条の 4-保育士の保育指導業務の規定・国家資格化等)
- ② 次世代育成支援対策推進法の制定(地域における子育て支援活動の活発化等)
- ③ 社会福祉法の改正(第 75 条-利用者への情報提供の努力義務化等)
- ④ 教育基本法の改正(第 11 条-「幼児期の教育」の振興、就学前の教育の充実が課題)
- ⑤ 認定こども園制度の創設(平成 18 年創設、幼保の機能を一体化、幼保の役割の接近等)
- ⑥ 食育基本法の制定(平成 17 年制定第 20 条-学校、保育所等における食育の推進等)

#### (3) 子どもや保護者を取り巻く環境の変化

- ① 少子化・核家族化・都市化の進行  
(家族・地域社会の変容、人との関わりの希薄化等)

- ② 子どもの生活や遊びの変容  
(生活リズム、生活時間、食生活などの課題、直接経験の不足、子ども同士の関わりや子ども集団の衰退等)
- ③ 子育てへの不安感・負担感の増大、養育力の低下  
(子育ての孤立化、児童虐待の増加)
- ④ ワークライフバランスと就労支援  
(働きながら子育てをする家庭を支える地域の担い手等)

## 2 改定に当たっての基本的考え方

### (1) 大告示化による規範性の明確化

- ① 義務・努力義務・奨励、配慮事項等
- ② 改正された児童福祉施設最低基準第35条に拠る  
「保育所における保育は、養護と教育が一体的に行われるものとして、その内容については厚生労働大臣がこれを定める」→保育指針

### (2) 指針の大綱化と原則性・明解性

- ①大綱化により、基準として規定するものを基本的なものに限定し、保育所の創意工夫を促す
- ②文言を精査し、簡潔でわかりやすい記述や表記となるよう工夫

### (3) 保育所保育の構造化を図る

- ①保育指針の内容の構造化  
(第1章の記述がすべての章の根拠となる。各章の関連にも留意)
- ②保育課程に基づく計画と実践・評価  
(保育所の計画性、組織性を重視、計画-実践-評価-改善の連動による質の向上をめざす)

## 3 改定の要点

### (1) 保育所の役割の明確化

- ① 養護と教育を一体的に行うことを特性とする  
(養護と教育の定義を明らかにする。保育所保育の特性や職員の専門性を発揮して行う)
- ② 環境を通して子どもの保育を総合的に行う  
(環境との相互作用、応答性のある環境、計画的な環境構成や環境の再構成の重要性)
- ③ 保護者(保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭)への支援

(独立した章を設ける。保護者支援の基本を規定し、入所児の保護者支援を規定等)

④ 今日的な課題～社会的責任

○子どもの人権の尊重

(子どもの最善の利益への配慮、子どもの命や子育てを大切にする文化や価値観の醸成)

○地域との交流と説明責任

(次世代育成支援、世代間交流、保護者等への情報提供、説明責任・応答責任等)

○個人情報保護と苦情解決

(「個人情報の保護に関する法律」を踏まえる、苦情解決への組織的対応等)

(2) 保育の内容の改善

①発達過程の把握による子どもの理解

○誕生から就学までの長期的視野をもって子どもを理解する

○子どもの生活の連続性・発達の連続性に留意する

②養護と教育が一体的に行われる保育の特性

○保育の内容を具体的に把握するための視点としての養護と教育

○環境を通して行う保育(環境との相互作用・保育環境構成の重要性)

○養護に関わる内容(生命の保持・情緒の安定)、教育に関わる内容(5領域)の個別性と関連性・総合性

○心身の育ちへの配慮(健康な体・自己肯定感・自我の育ち・自己発揮と他者受容)

○人との相互的な関わりへの配慮(人と関わる力を育てる環境・協同的遊び・葛藤の経験)

○個と集団を共に育てること

③健康・安全のための体制充実

○子どもの健康増進、疾病への対応、衛生・安全管理における施設長の責任の明確化

○保育士・看護師・栄養士の専門的対応の重要性

○不適切な養育や虐待防止への早期対応の重要性

(関係機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画)

④小学校との連携

○顔の見える連携・交流・相互理解(保育所の子どもと小学生、保育士と教員等)

○市町村等の幼保小連携事業による交流や共同研究等

○子どもの育ちを支える資料「保育所保育要録」の作成と小学校への送付

(3) 保護者支援

①保育所の保護者支援の役割の明確化(保育所の特性と専門性の発揮)

②保護者との関係構築と保護者の養育力の向上に資する支援の重要性

③地域の人、場、機関などの資源の活用とそれらをつなげる支援

(4) 保育の質を高める仕組み

- ①保育所保育指針の位置付けとそれに基づく根拠(エビデンス)のある保育の展開
- ②保育課程による保育所の全体像の把握と具体的実践  
(保育課程の編成―指導計画の作成―保育の記録―自己評価―計画の再構成、児童票の作成、保育所児童保育要録の作成などの連動、一貫性をもった取組)
- ③保育士等の自己評価と保育所の自己評価  
(保育士等の自己評価―保育の着眼手点を持つ、保育の過程を振り返ることの重要性  
保育所の自己評価―保育士等の自己評価を踏まえ職員の共通認識共通理解を図る)

4. 保育所における質の向上のためのアクションプログラムについて

(1)趣旨

保育指針改定を踏まえ、保育現場での質の向上のための取組を支援するための国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画

(2)実施機関

平成20年度から平成24年度までの5年間

(3)概要

- ①保育実践の改善・向上(自己評価ガイドラインの作成など)
- ②子どもの健康・安全の確保(保健対応の明確化、看護師などの専門職員の確保など)
- ③保育士の資質・専門性の向上(研修の体系化の推進・施設長の資格化など)
- ④保育の質を支える基盤の強化(保育環境の改善と財源確保など)

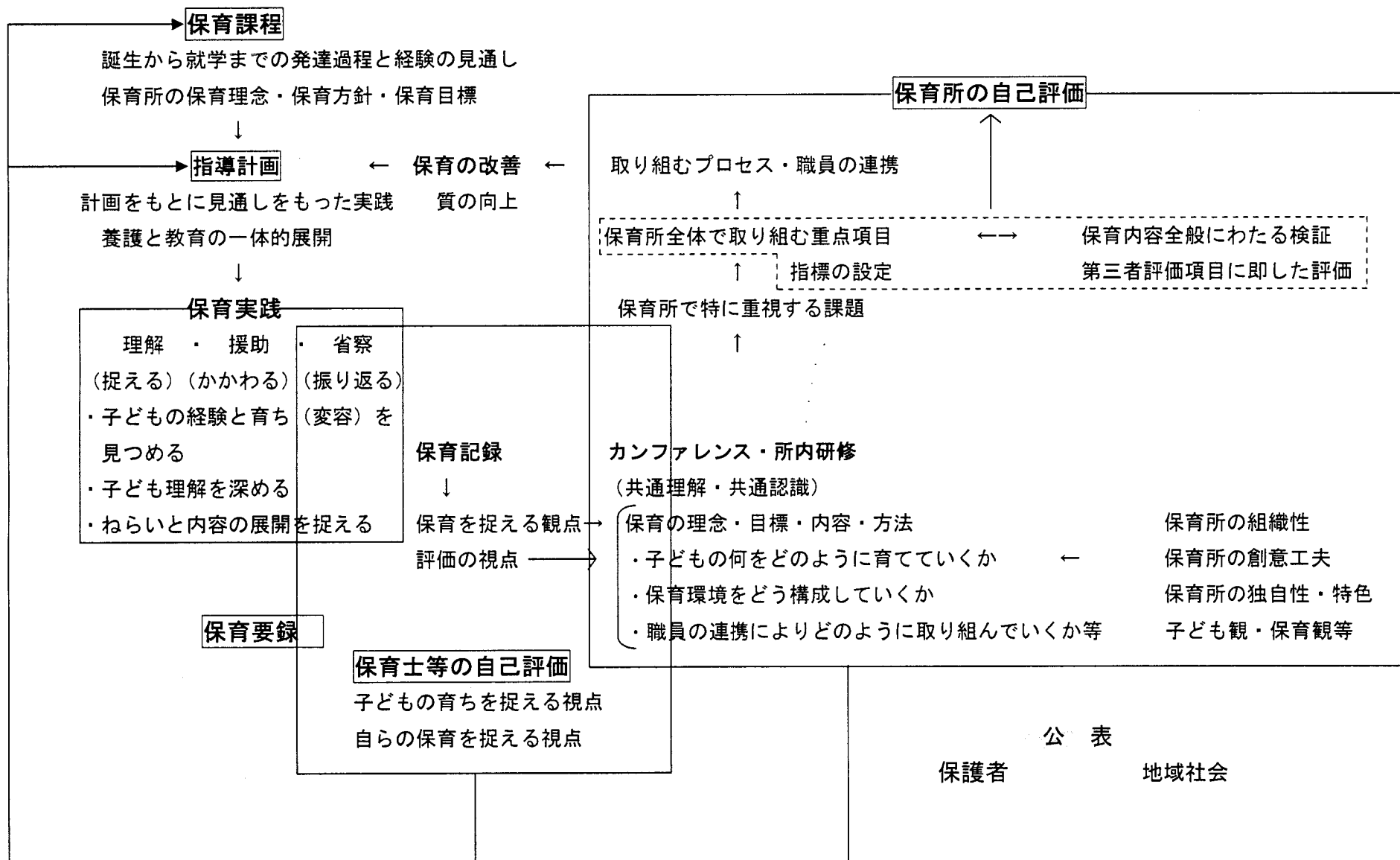
(4)地方公共団体での策定の推奨

①アクションプログラムにおいて、地方公共団体が行うことが望ましいとされている次項について、積極的に取り組む。

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実、外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

②各地域の実状を踏まえ、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することが望ましい。

保育の質の向上にかかる評価の構造



# 保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名及び所在地	(保育所名)	(所在地) 〒	-		
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 年 か月)				
子どもの育ちに関わる事項					
養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項			(子どもの健康状態等)		
項目	教育(発達援助)に関わる事項				
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</li> <li>・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</li> <li>・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>				
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</li> <li>・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。</li> <li>・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</li> </ul>				
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。</li> <li>・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。</li> <li>・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</li> </ul>				
言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</li> <li>・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</li> <li>・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。</li> </ul>				
表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。</li> <li>・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</li> <li>・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。</li> </ul>				
施設長名	(印)	担当保育士名	(印)		

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

**目的** ○市町村職員への情報提供及び幼稚園教育の理解を促進

## 幼稚園教育要領の改訂について

### 1 幼稚園教育の充実

○幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成。

幼稚園教育の基本を踏まえ、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。

○今回、新たに以下の内容及び内容の取扱いを示す。

- ★ 食育に関する内容を新たに規定
- ★ 自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること
- ★ 幼児同士が共通の目的を見だし、工夫したり協力したりして実現していくこと
- ★ 規範意識の芽生えを培うこと（体験を重ねながらきまりの必要性に気づく）
- ★ 自ら考えようとする気持ちが育つようにすること
- ★ 話すことに加え、聞くことも重視し、伝え合いができるようになること

### 2 保育所・幼稚園・小学校との連携

★ 幼小の円滑な接続を図るため、幼小の連携を推進。（教員の相互理解、幼児と児童の交流）

○保育所・幼稚園・小学校の三者による連携が求められている。

合同研修、保育士と幼稚園教師、小学校教師の交流、園児と児童の交流など三者の連携を進め、幼児期の教育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

○幼児指導要録の抄本又は写しの送付。（学校教育法施行規則第24条第2項）

### 3 幼稚園における子育ての支援

○幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めたりすること。

幼稚園の施設や機能を開放し、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすようにする。

- ★ 子育ての支援の充実（相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加）
- ★ 家庭との連携に当たって、保護者の幼児期の教育の理解が深まるようにすること

### 4 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）の充実

- ★ 預かり保育の配慮事項（預かり保育の計画をたてたり、適切な指導体制を整備した上で教師の責任と指導のもと行うことへの配慮など）